

## “西郷どん”キャンペーンに係るロゴマーク等使用取扱規程

### (趣旨)

第1条 この規程は，“西郷どん”キャンペーンに係るロゴマーク及びキャラクターイラスト（以下「ロゴマーク等」という。）を使用する場合の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

### (ロゴマーク等に関する権利)

第2条 ロゴマーク等に関する著作権及び使用に係る権利は、鹿児島県に属する。

### (使用の届出)

第3条 ロゴマーク等を使用しようとする者は、新聞、テレビ雑誌等報道機関が報道目的に使用する場合を除き、事前に鹿児島県知事（以下「知事」という。）に届出を行わなければならない。

- 2 届出を行う者は、使用届出書(別記様式第1号)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項に規定する使用届出書が提出された場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを受理する。
- 4 使用期間は、2年以内とする。なお、更新を妨げない。

### (使用の制限)

第4条 ロゴマーク等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は届出書を受理しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
- (2) 県の信用又は品位を害すると認められる場合
- (3) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において暴力団という。）もしくは同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用する場合
- (7) ロゴマーク等の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) ロゴマーク等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) ロゴマーク等の著しい変形その他ロゴマーク等の使用が適当でないと認められる場合

合

(10) その他知事が別に定める要件に該当しない場合

(使用料)

第5条 ロゴマーク等の使用料については、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 第3条に定める届出を行った者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 届出を行った使用目的のみに使用すること。
- (2) 知事から求められた場合、ロゴマークを使用した資料や物品等を提出すること。
- (3) 原則として、使用するときには「鹿児島県」又は「`Ⓒpref kagoshima`」を明記すること。

(届出内容の変更等)

第7条 使用者が使用届出の内容について追加又は変更しようとする場合は、あらかじめ変更届出書（別記様式第2号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する変更届出書が提出された場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを受理する。

(使用の差止め)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には使用者に対し、知事はロゴマーク等の使用を差し止めることができる。

- (1) 使用者がこの規定に違反した場合
  - (2) 届出書の内容に虚偽のあることが判明した場合
  - (3) 第4条のいずれかに該当するに至った場合
  - (4) その他ロゴマーク等の使用継続が不相当であると認められた場合
- 2 知事は、前項の規定による使用の差し止めにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
  - 3 知事は、使用者にロゴマーク等の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(経費等の負担)

第9条 県は、この規定による使用届出の処理に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第10条 県は、ロゴマーク等を使用したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマーク等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合には、これに対し全責任を負い処理するものとする。

3 使用者は、ロゴマーク等の使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第11条 知事は、ロゴマーク等の使用状況等について広く利用促進を図る観点から、ロゴマーク等の使用状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第12条 この規定に関する事務は、鹿児島県PR・観光戦略部観光課が行う。

(その他)

第13条 この規定に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規程は、平成29年3月24日から適用する。

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

この規程は、平成31年3月22日から適用する。